

線引きNO、避難の権利を認めさせよう

原発被害者

集団訴訟

第二陣

第15回口頭弁論期日

千葉訴訟ついに結審へ

2018年8月30日(木) 13:30～千葉地方裁判所・新館2階201号法廷

今回の裁判のみどころは？

今回の裁判で、集団訴訟2陣の審理が終了します。当日は、原告の方々・弁護団・被告東京電力・国が、法廷で、各々意見陳述を行います。当事者全員の意見陳述を行うため、当日の終了時刻は、17時の予定です。

原告の方々からは、本件事故により余儀なくされた避難生活や現在の心情について、弁護団からは、被告国が本件原発事故の責任を負う理由や原告の方々の損害について、意見する予定です。

当日のスケジュール

- 12:10 裁判所前集会@千葉地裁前
- 12:50頃 整理券交付開始
- 13:00頃 整理券交付締切、傍聴券交付
- 13:30 集団訴訟第2陣第15回口頭弁論開始
@千葉地裁201号法廷
- 17:00頃 報告集会@千葉県弁護士会3階講堂

傍聴に来てください。私たちの声を聴いてください。

原発被害救済千葉県弁護団

〒260-0013 千葉市中央区中央3-4-8 コーノスビル5階 藤井・滝沢総合法律事務所内

TEL:043-222-1831

FAX:043-222-1832

【弁護団HP】

原発被害救済千葉県弁護団

検索

集団訴訟第2陣 これまでの裁判の経緯と今後

原発被害者集団訴訟第2陣とは、2015年6月8日、福島第一原発事故によって千葉県に避難された6世帯19名（※現在の原告数）の区域外避難者の方が原告となり、国と東京電力にその責任を追及する裁判です。

これまで、合計14回の審理が行われました。この間、弁護団は、主に、①被告国には、本件原発事故を回避するために規制権限を行使すべきであり、規制権限を行使すれば本件原発事故を回避できたにも関わらず、これを怠っており、法律上の賠償責任を負っていること、②区域外避難者である原告の方が本件原発事故により避難したことは合理的であり、被告国と東京電力は、連帯して、原告の方々へ法律上の賠償責任を負っていること、を詳細に主張・立証してきました。

千葉地方裁判所は、3回の期日に亘って、全世帯の原告のお話を聞きました。第14回の裁判では、右陪席裁判官が交代したため、提訴時の裁判官は、全員交代しました。

そして、遂に、第15回裁判で集団訴訟第2陣の審理は、終結することになります。集団訴訟第2陣の進行は、既に判決が言い渡された集団訴訟第1陣よりも、1年近く早いです。

私たちは、この裁判に勝訴し、裁判所が国と東電の法的責任を認めることで、真の原発被害救済と事故の再発防止の実現を目指しております。そのためには、市民の皆様がこの裁判を注視し続けることが不可欠です。どうかお力をお貸しください。

集団訴訟第2陣裁判の目的

裁判所に以下の内容を認めさせ、原告の方々が完全かつ早期の賠償を受けることです。

1. 本件原発事故を引き起こした被告国及び被告東京電力による法的責任があること
2. 避難者を区域内・区域外と線引きすること自体がおかしいこと
3. 今回の原発事故で避難されたの方々には等しく避難する権利が認められること、そのうえで、原告の方々の健康面や生活面に対する支援体制の確立を促し、その痛みを国民一人一人が分かち合い、再びこのような悲惨な原発事故による被害や苦痛を生むことのないよう司法による救済を求めます。

今後の裁判の日程

判決言渡日 未定

※8月30日当日、裁判所より判決言渡日が告げられます。

千葉地方裁判所の場所

